

永住者の在留資格の取消しに関するガイドライン案に係る意見募集について

令和 8 年 8 月 4 日
出入国在留管理庁

令和 6 年の出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）改正により、「永住者」の在留資格を取り消すことができる事由として、同法第 2 2 条の 4 第 1 項第 8 号及び第 9 号が追加されました。

その際、衆議院・参議院における附帯決議において「永住者に対する永住許可の取消及び職権による在留資格の変更を行おうとする場合には、既に我が国に定住している永住者の利益を不当に侵害することのないよう、定着性及び法令違反の悪質性等の個別事情を厳正に判断するとともに、具体的な事例についてのガイドラインを作成し周知するなど、特に慎重な運用に努めること。」とされたことを踏まえ、外国人及び関係者の予見可能性及び処分の公平性を確保すべく、ガイドライン案を作成しました。

つきましては、本件について、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領により意見の募集をいたします。

意見募集要領

1 意見募集対象

永住者の在留資格の取消しに関するガイドライン案

2 意見募集期間

令和 8 年 8 月 4 日（火）～令和 8 年 9 月 3 日（木）（必着）

※ 郵送の場合も、募集期間内の必着とします。

3 意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。電話による御意見は受け付けておりませんので御了承ください。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>）内の本案件に係るパブリックコメントのページから意見提出フォームにアクセスし、必要事項を記入の上、提出してください。

※ 利用可能なOSやブラウザは、電子政府の総合窓口（e-Gov）に準拠します。御使用の環境から提出できない場合は、下記（2）又は（3）のいずれかの方法により提出願います。

（2）電子メールの場合

電子メールアドレス：gyoumushitsu2chousa★moj.go.jp

出入国在留管理庁在留管理支援部在留企画室 宛て

※ 送信の際には「★」を「@」（半角）に変更してください。

※ 必ずメール本文にテキスト形式で記載してください。添付ファイルやURLへのリンクによる御意見は受け付けられません。

※ メールの件名を「パブリックコメント（永住者の在留資格の取消しに関するガイドライン案）」（全て全角）としてください。

（3）郵送の場合

〒100-8973 東京都千代田区霞が関1-1-1

出入国在留管理庁在留管理支援部在留企画室 宛て

※ 封筒に赤字で「パブリックコメント（永住者の在留資格の取消しに関するガイドライン案）」と記載してください。

4 意見の提出上の注意

○ 提出していただく御意見は日本語に限ります。

○ 上記1の意見募集対象に関するもの以外の御意見は、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承願います。

○ 個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。）。

5 その他

○ 提出された御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

○ 提出された御意見は、氏名、住所、連絡先等の個人情報を除き、また、必要に応じて整理又は要約した上で公表します。

○ 御意見とともに提出された氏名、住所、連絡先等の個人情報は、本件意見募集に関する業務にのみ利用し、それ以外の業務には利用しません。また、当該個人情報は、法令に基づく場合を除き、事前に御本人の同意を得ることなく、第三者に提供しません。